

電子署名法 2, 3 条に関する Q & A の公表 (総務省、法務省、経済産業省)

押印の代替手段の 1 つである電子署名の活用を促進するため、クラウド型の電子署名のうち、特に「利用者の指示に基づきサービス提供事業者が電子署名を行うサービス」について、総務省、法務省、経済産業省において電子署名法における位置付けの明確化が行われました。

クラウドサインのようなサービス提供事業者による電子署名も電子署名法上の「電子署名」に該当（法 2 条）し、2 要素認証等の一定の要件を満たす場合は、真正成立の推定効が働く（法 3 条）旨が Q & A に記載されています。

電子署名法 2 条（定義）、3 条（真正な成立の推定）関係についての詳細は、下記の通りです。

- [総務省 H P](#)
- [法務省 H P](#)
- [経済産業省 H P](#)

押印手続の見直し・電子署名の活用促進についての詳細は、下記参照

- [内閣府 H P](#)